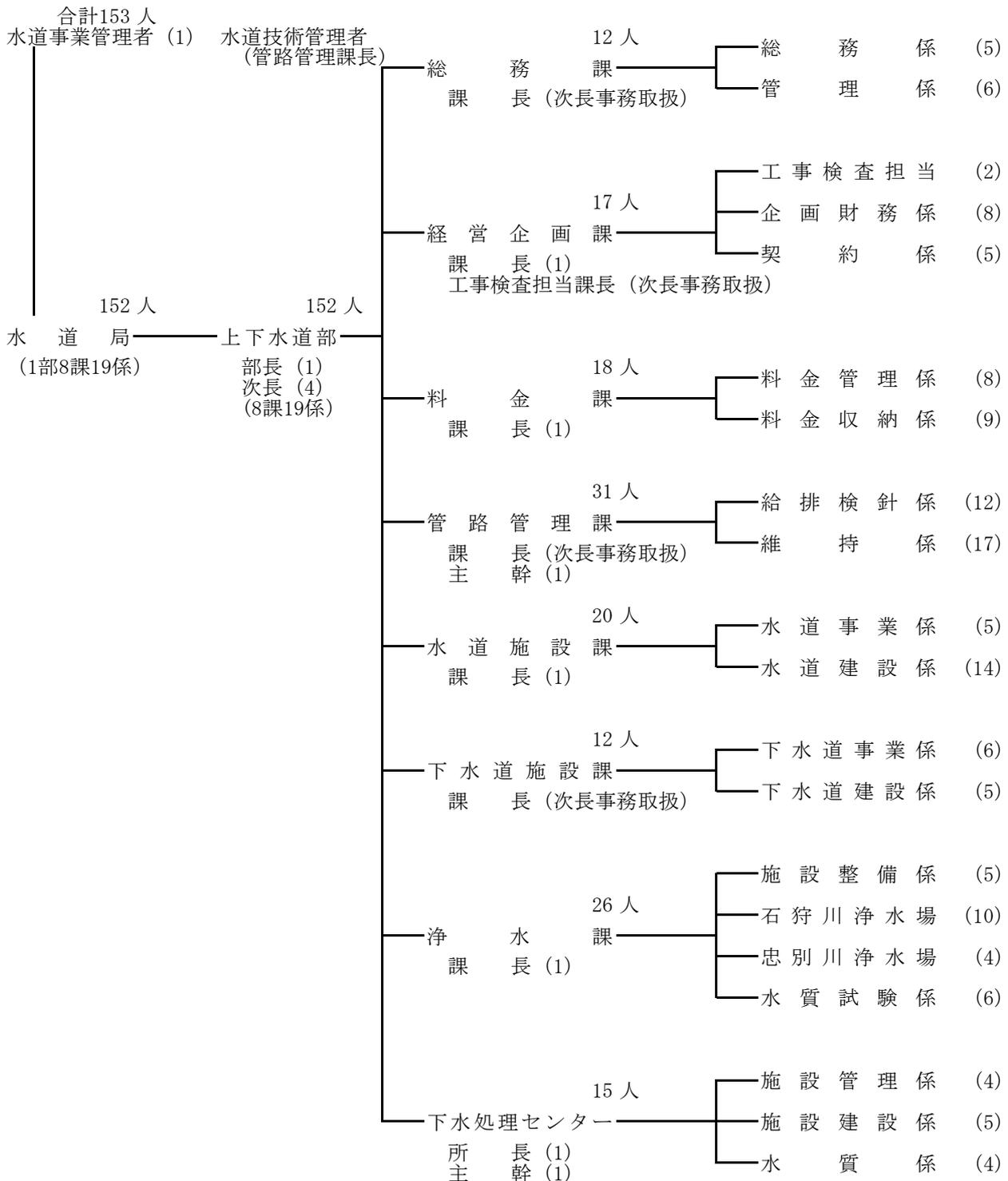


第9編 組 織

1 旭川市水道局機構図（令和6年4月1日現在）



※再任用職員を含む。

(経営企画課(工事検査担当)1, 契約係1, 料金管理係1, 給排検針係2, 維持係1)

※総務課主幹(総務係長事務取扱)及び下水道施設課主幹(下水道事業係長事務取扱)は同係の人数に含む。

2 事務分掌

課	係	事務分掌
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 文書の收受及び発送に関する事。 2 編さん簿冊の保管に関する事。 3 法令、条例及び管理規程に関する事。 4 市議会に係る事項の総括に関する事。 5 部課長会議等に関する事。 6 職員の人事及び服務に関する事。 7 公印に関する事。 8 災害対策の総括に関する事。 9 労働組合に関する事。 10 関係団体に関する事。 11 特命事項に関する事。
	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与及び福利厚生に関する事。 2 職員の安全及び衛生管理に関する事。 3 会計年度任用職員、臨時的任用職員及び嘱託職員に関する事。 4 損害賠償に関する事。 5 交通事故の処理の総括に関する事。 6 庁舎の維持管理に関する事。 7 被服貸与に関する事。 8 広報及び広聴活動に関する事。 9 情報機器の導入及び維持管理に関する事。 10 情報システムの活用に係る指導助言に関する事。 11 情報セキュリティに関する事。
経営企画課	(工事検査担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事の調査に関する事。 2 設計図書の審査に関する事。 3 工事の検査に関する事。

課	係	事務分掌
経営企画課	企画財務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 経営の企画，調査及び研究に関すること。 2 財政計画の策定に関すること。 3 予算の編成及び執行管理の総括に関すること。 4 現金及び保証金品の収入保管並びに支払に関すること。 5 収入・支出証書の審査に関すること。 6 出納取扱金融機関等に関すること。 7 企業債及び一時借入金に関すること。 8 決算の調製及び総括に関すること。 9 資産の取得管理及び処分に関すること。 10 棚卸資産の出納保管に関すること。 11 不用品等の処分に関すること。 12 業務状況の報告に関すること。 13 領収公印の保管に関すること。
	契約係	<ul style="list-style-type: none"> 1 工事請負（委託を含む。）の入札及び契約に関すること。 2 物品の購入等に関すること。 3 入札参加者の審査及び選定に関すること。
料金課	料金管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）の調定，減免，還付，督促状の発付及び納入方法に関すること。
	料金収納係	<ul style="list-style-type: none"> 1 料金等の徴収，納入相談，滞納整理，滞納整理に係る給水停止処分，支払督促，滞納処分及び欠損処分に関すること。 2 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の業務に関すること。
管路管理課	給排検針係	<ul style="list-style-type: none"> 1 給水装置及び排水設備に関すること。 2 給水工事指定店及び排水工事指定店の指定及び技術指導に関すること。 3 水洗便所等改造資金の融資のあつせんに関すること。 4 水道メーターに関すること。 5 水道使用の開始及び休止に関すること。 6 検針事務に関すること。 7 使用水量及び用途の認定に関すること。 8 地下水使用に係る汚水排除量及び用途の認定に関すること。 9 汚水排除に係る減量認定に関すること。 10 水道サービスセンターに関すること。 11 お客様センターに関すること。

課	係	事務分掌
管路管理課	維持係	<ol style="list-style-type: none"> 1 送水管，配水施設（第一次の配水池を除く。）及び給水管（以下「配水管等」という。）の図面等管理，維持管理，維持計画及び補修工事の実施に関する事。 2 配水の管理及び計画に関する事。 3 下水道管渠施設等及び下水ポンプ場施設（亀吉雨水ポンプ場を除く。）の図面等管理，維持管理，維持計画及び補修工事の実施に関する事。 4 簡易水道の配水管等の維持管理，維持計画及び補修工事の実施に関する事。 5 農業集落排水処理施設（処理場を除く。）の維持管理，維持計画及び補修工事の実施に関する事。
水道施設課	水道事業係	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画に関する事。 2 事業認可等に関する事。 3 新技術の企画，調査，研究及び調整に関する事。 4 事業調整に関する事。 5 道路等占用申請に関する事。 6 統計に関する事。
	水道建設係	<ol style="list-style-type: none"> 1 配水管等工事の実施計画に関する事。 2 配水管等工事の実施に関する事。 3 配水管等工事用資材の検査に関する事。
下水道施設課	下水道事業係	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画に関する事。 2 事業認可等に関する事。 3 新技術の企画，調査，研究及び調整に関する事。 4 事業調整に関する事。 5 道路等占用申請に関する事。 6 統計に関する事。 7 負担区の決定に関する事。 8 供用開始に関する事。
	下水道建設係	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道工事（下水処理場及び下水ポンプ場を除く。以下同じ。）の実施計画に関する事。 2 下水道工事の実施に関する事。 3 下水道工事用資材の検査に関する事。

課	係	事務分掌
浄水課	施設整備係	1 取水施設，導水施設，浄水施設，送水管を除く送水施設及び配水施設のうち第一次の配水池（簡易水道を含む。）（以下「浄水場施設等」という。）の工事の実施計画に関する事。 2 浄水場施設等工事の実施に関する事。 3 浄水場施設等工事事用資材の検査に関する事。
	石狩川浄水場	1 浄水場施設等の運転管理及び維持管理に関する事。
	忠別川浄水場	1 浄水場施設等の運転管理及び維持管理に関する事。
	水質試験係	1 水質検査に関する事。
下水処理センター	施設管理係	1 下水処理場施設及び亀吉雨水ポンプ場施設の運転管理，維持管理及び維持計画に関する事。 2 農業集落排水処理施設の処理場の運転管理，維持管理及び維持計画に関する事。
	施設建設係	1 下水処理場及び下水ポンプ場の工事の実施計画に関する事。 2 下水処理場及び下水ポンプ場の工事の実施に関する事。 3 下水処理場及び下水ポンプ場の工事事用資材の検査に関する事。
	水質係	1 水質管理に関する事。 2 特定事業場排水に関する事。

3 職員数

(1) 職員数の現況

区 分	令和5年3月31日			令和6年3月31日			増 減
	計	収益部門	建設部門	計	収益部門	建設部門	
水道事業	特別職	1	1	0	1	1	0
	事務	28	28	0	29	27	2
	技術	58	34	24	55	33	22
	小計	87	63	24	85	61	24
	フルタイム会計年度任用職員	1	1	0	1	1	0
	合計	88	64	24	86	62	24
下水道事業	事務	32	30	2	31	29	2
	技術	36	20	16	36	20	16
	小計	68	50	18	67	49	18
	フルタイム会計年度任用職員	0	0	0	0	0	0
	合計	68	50	18	67	49	18

(2) 職員数の推移

年月日	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1
水道事業	97.0 (0.0)	96.5 (0.0)	89.0 (0.0)	88.0 (0.0)	87.0 (0.0)	87.0 (0.0)
下水道事業	70.0 (2.0)	74.5 (0.0)	70.0 (0.0)	68.0 (0.0)	68.0 (0.0)	67.0 (0.0)
計	167.0 (2.0)	171.0 (0.0)	159.0 (0.0)	156.0 (0.0)	155.0 (0.0)	154.0 (0.0)

※()内は暫定再任用短時間勤務職員数 (R5. 4. 1からは定年前再任用短時間勤務職員数) で外数。
 ※R2. 4. 1からはフルタイム会計年度任用職員を含む。

(3) 年齢別職員構成

年齢	費用別		
	計	水道事業	下水道事業
20歳未満	1	1	0
20～24歳	9	8	1
25～29歳	14	7	7
30～34歳	17	7	10
35～39歳	12	7	5
40～44歳	18	11	7
45～49歳	26	13	13
50～54歳	31	19	12
55～59歳	19	10	9
60歳以上	6	3	3
合計	153	86	67
平均年齢	43歳 10月	43歳 4月	44歳 6月

※管理者を除く。
 令和6年4月1日現在

(4) 勤続年数別職員構成

勤続年数	費用別		
	計	水道事業	下水道事業
1年未満	3	3	0
1～3年	7	4	3
4～6年	14	8	6
7～9年	16	8	8
10～12年	7	4	3
13～15年	10	5	5
16～18年	3	2	1
19～21年	7	5	2
22～24年	16	10	6
25～27年	15	8	7
28～30年	20	9	11
31～33年	25	16	9
34～36年	4	1	3
37～39年	1	1	0
40年以上	5	2	3
合計	153	86	67
平均勤続年数	20年 6月	19年 11月	21年 4月

※管理者を除く。
 令和6年4月1日現在

4 給与支給状況

(1) 水道事業会計

項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
年間延職員数		1,152	1,145	1,056	1,044	1,021
基本給 (A)	(千円)	366,806	356,096	330,697	327,059	325,233
給料	(千円)	356,192	347,552	322,491	319,101	319,130
扶養手当	(千円)	10,614	8,544	8,206	7,958	6,103
地域手当	(千円)	0	0	0	0	0
手当等 (B)	(千円)	195,030	181,867	158,025	165,601	167,733
時間外勤務手当	(千円)	23,006	16,016	10,595	15,702	16,343
特殊勤務手当	(千円)	579	684	349	350	348
期末勤勉手当	(千円)	141,189	134,962	121,083	123,993	124,779
その他の手当	(千円)	30,256	30,205	25,998	25,556	26,263
合計 (A)+(B)	(千円)	561,836	537,963	488,722	492,660	492,966
平均基本給	(円)	318,408	311,137	313,160	313,275	318,544
平均月収	(円)	487,705	470,042	462,805	471,897	482,827

(2) 下水道事業会計

項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
年間延職員数		827	893	840	816	808
基本給 (A)	(千円)	257,323	282,149	267,761	263,383	263,791
給料	(千円)	250,310	274,552	260,393	256,926	257,656
扶養手当	(千円)	7,013	7,476	7,368	6,457	6,135
地域手当	(千円)	0	121	0	0	0
手当等 (B)	(千円)	130,775	137,328	127,557	131,302	133,795
時間外勤務手当	(千円)	11,303	7,774	7,061	9,180	9,638
特殊勤務手当	(千円)	281	282	336	360	341
期末勤勉手当	(千円)	98,272	106,640	97,212	100,220	102,302
その他の手当	(千円)	20,919	22,632	22,948	21,542	21,514
合計 (A)+(B)	(千円)	388,098	419,477	395,318	394,685	397,586
平均基本給	(円)	311,152	316,133	318,763	322,773	326,474
平均月収	(円)	469,284	470,002	470,617	483,683	492,062

※ 職員給与費を支出している職員の年間延べ人数を記載

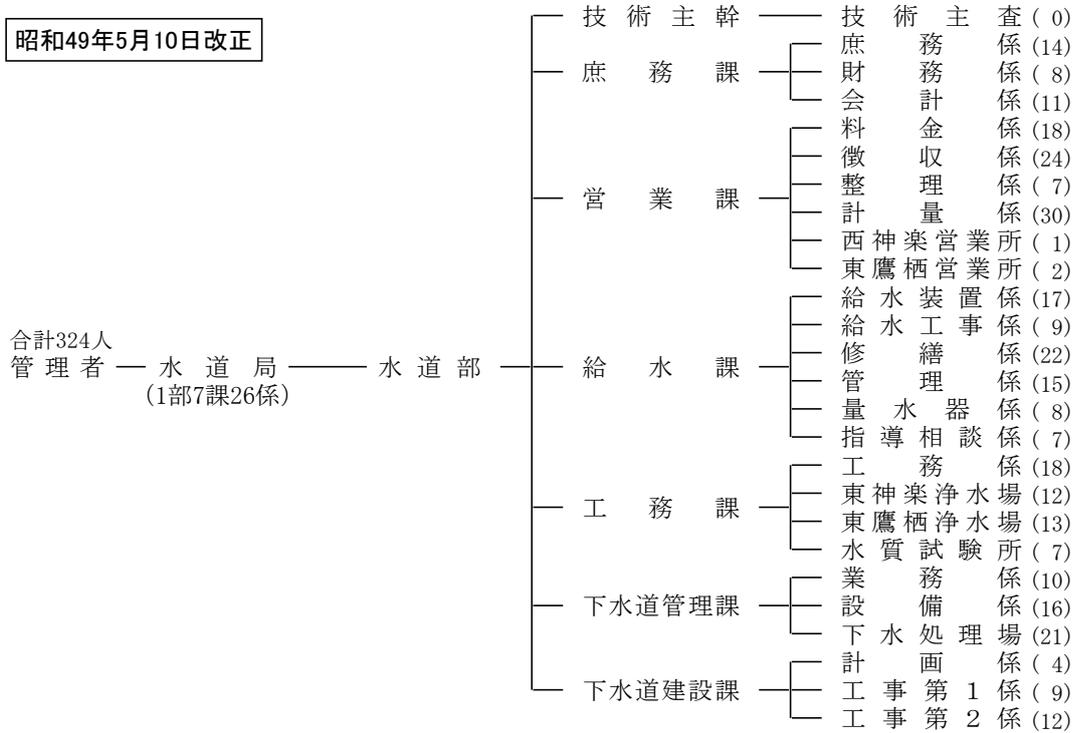
※ 管理者、暫定再任用短時間勤務職員を除く収益部門、建設部門職員の合計額

R2からは管理者を除き、暫定再任用短時間勤務職員（R5からは定年前再任用短時間勤務職員）及びフルタイム会計年度任用職員を含む収益部門、建設部門職員の合計額

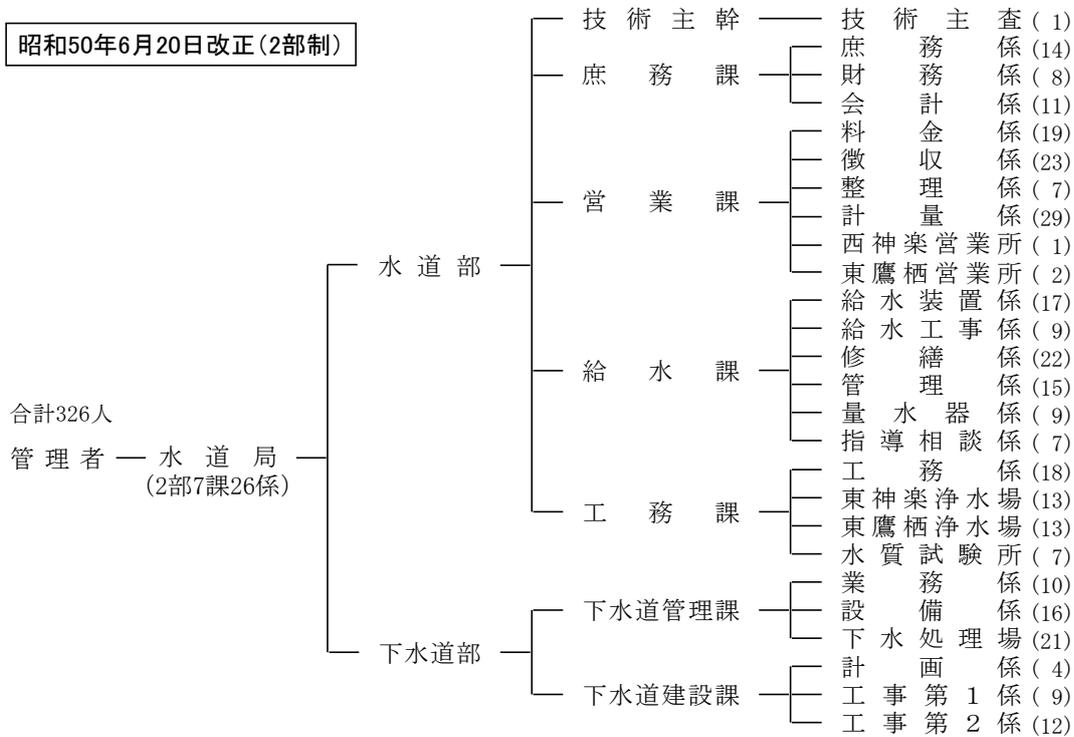
※ 手当は、退職手当、児童手当を含まない額

5 機構の変遷（昭和49年5月10日以降）

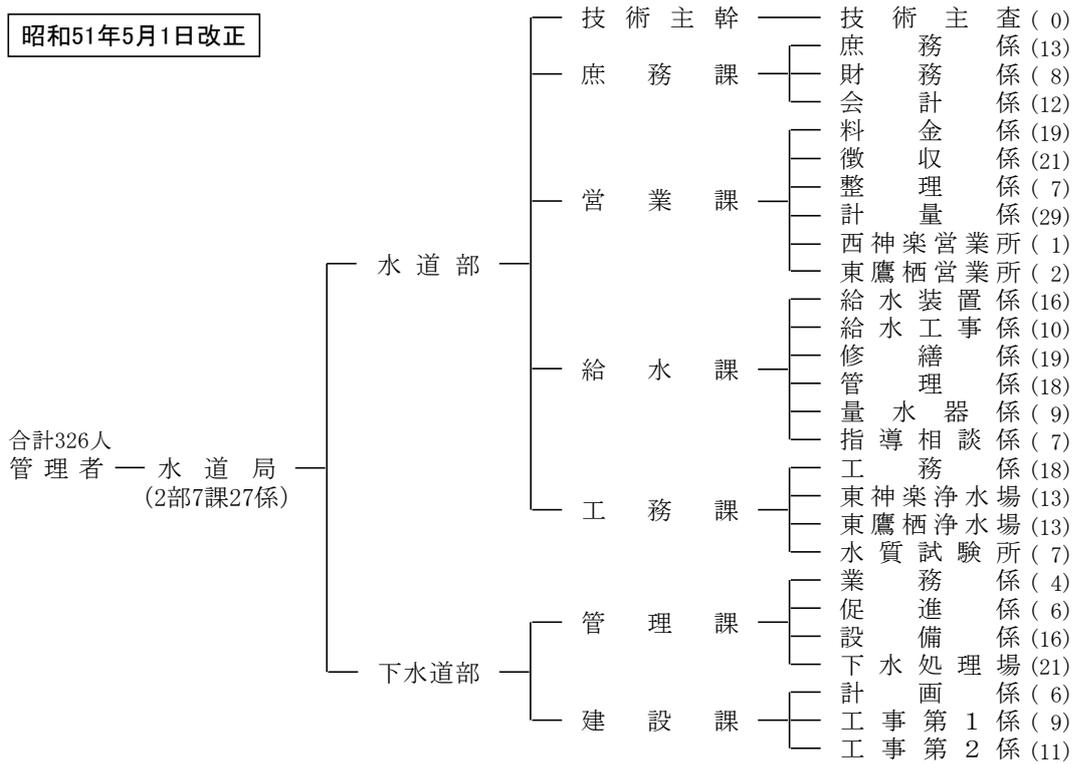
昭和49年5月10日改正



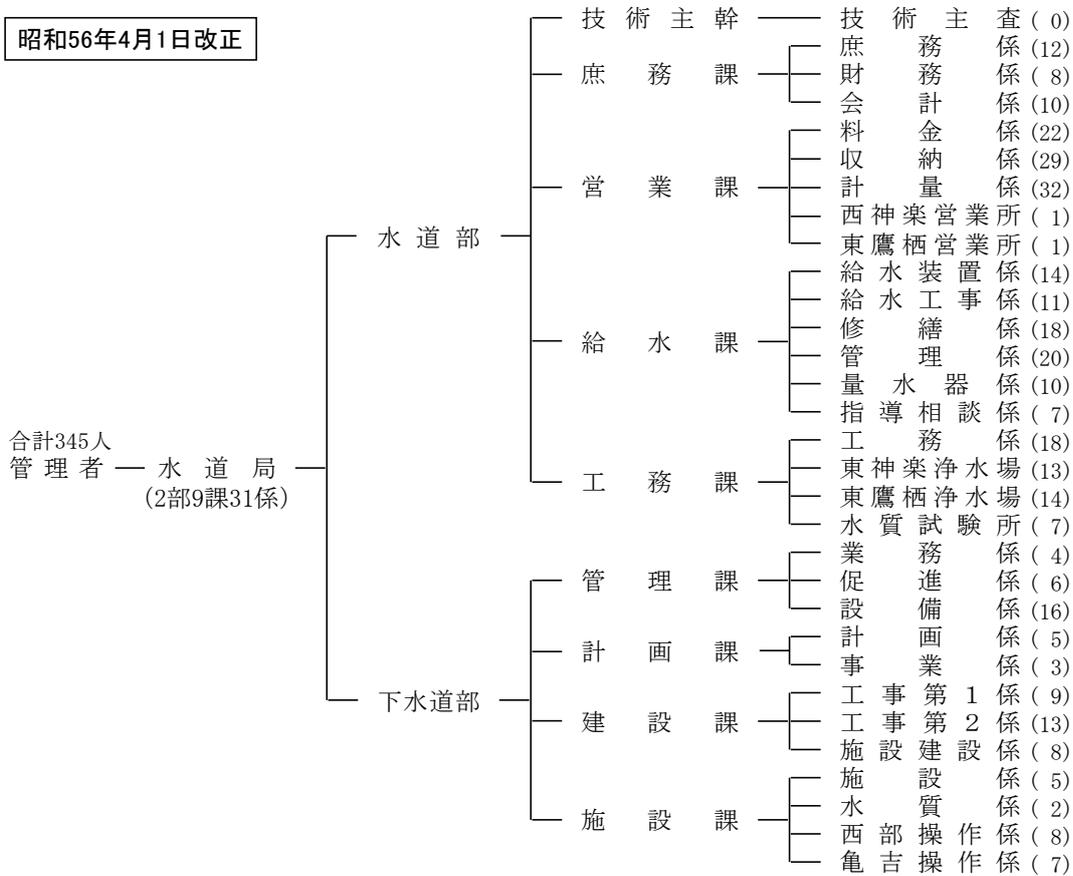
昭和50年6月20日改正 (2部制)



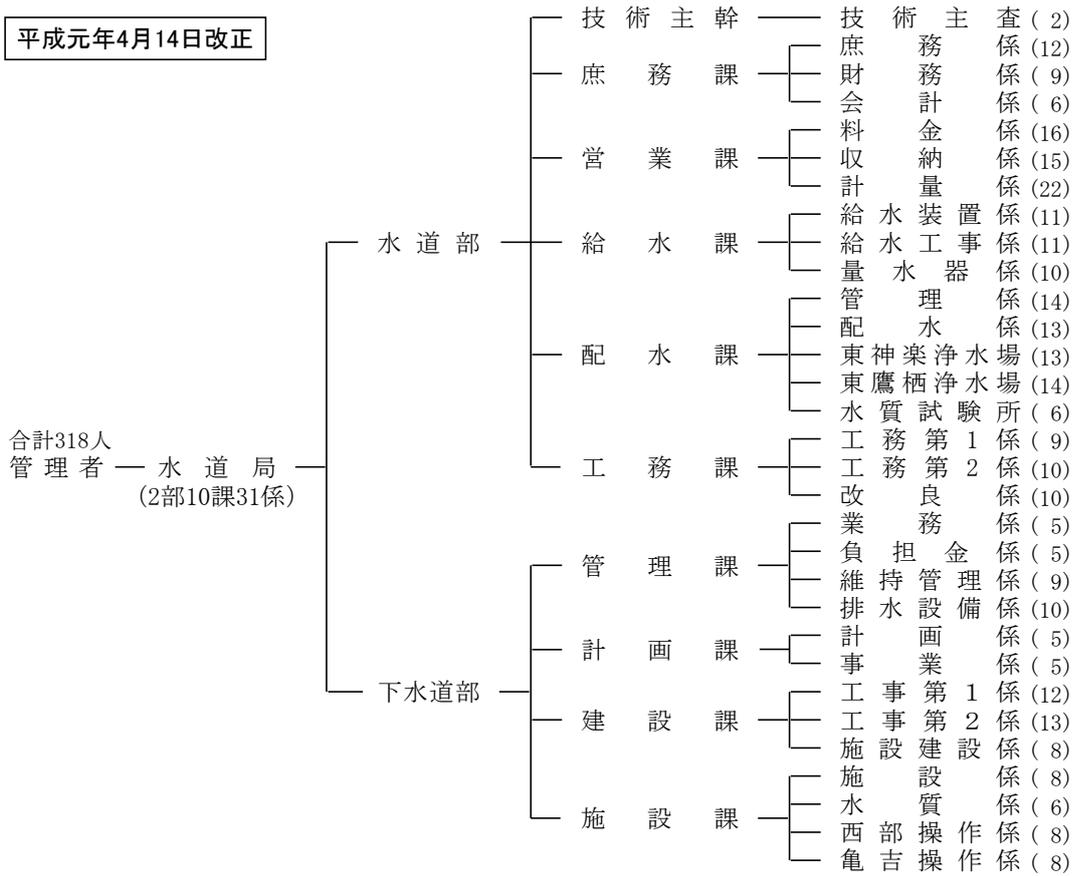
昭和51年5月1日改正



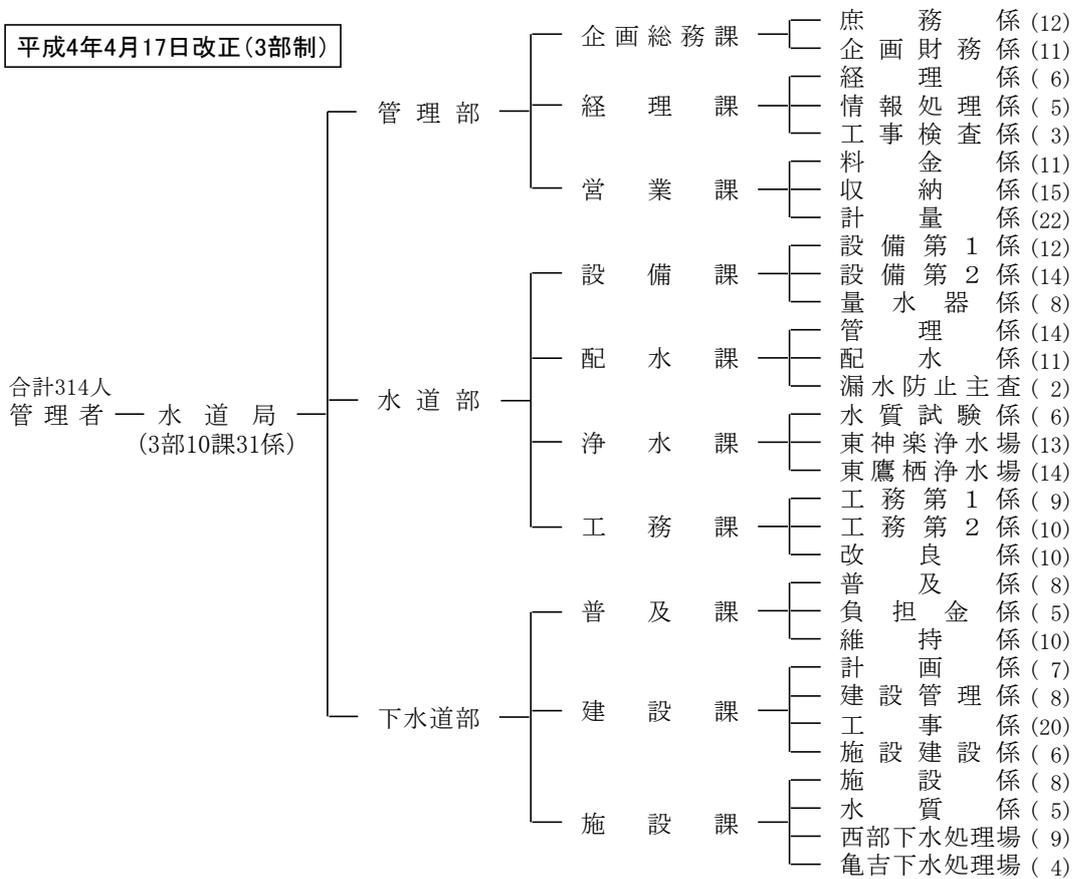
昭和56年4月1日改正



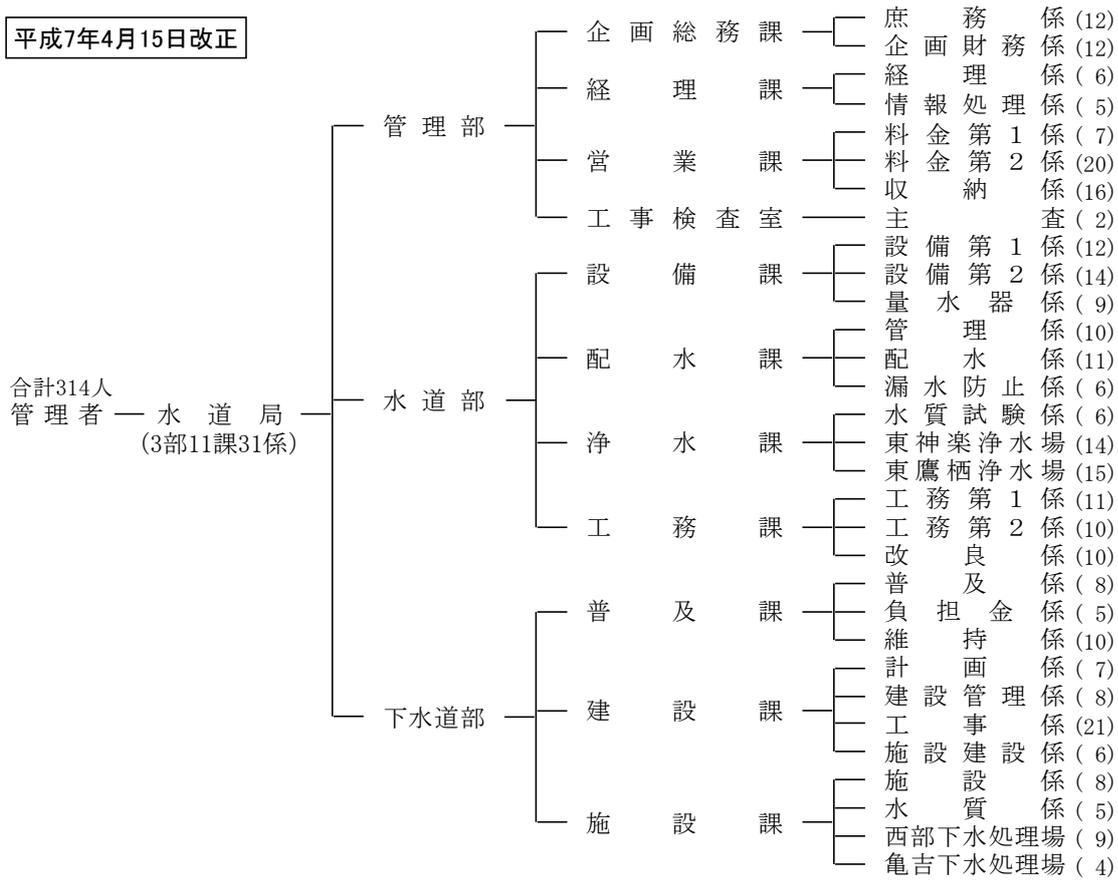
平成元年4月14日改正



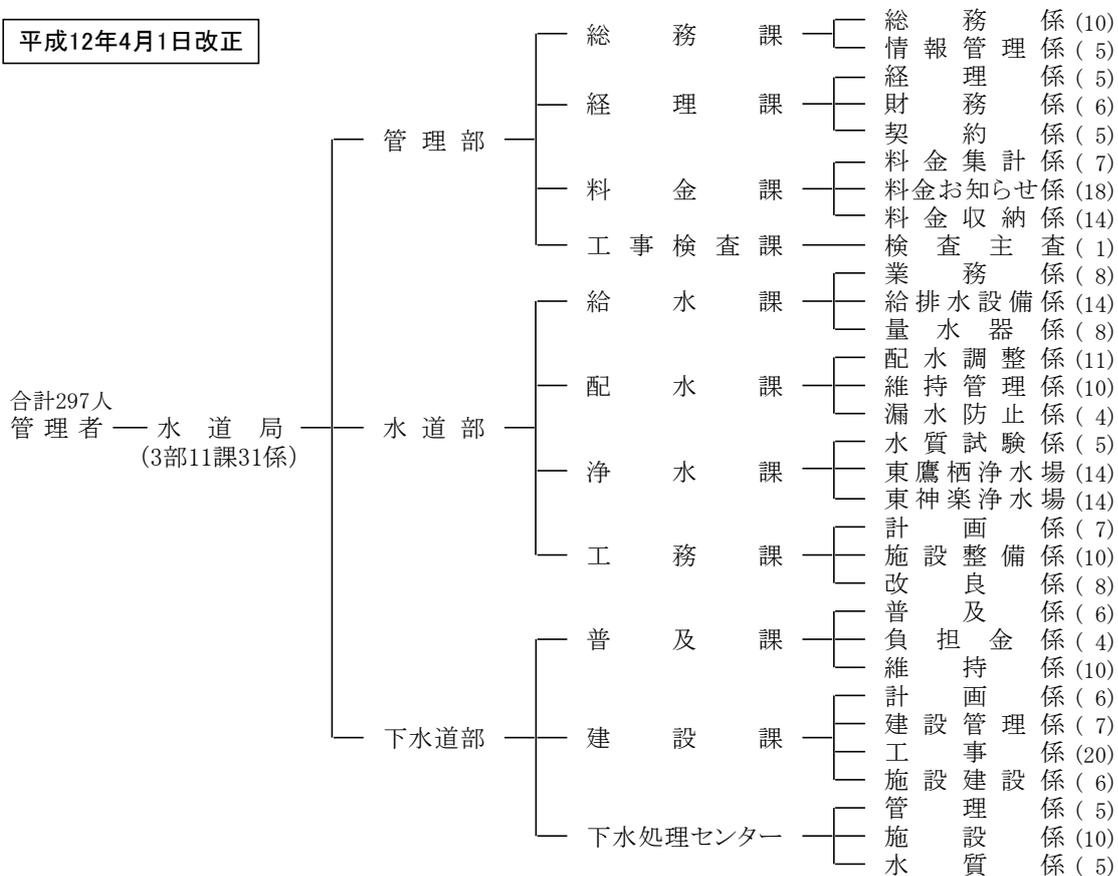
平成4年4月17日改正 (3部制)



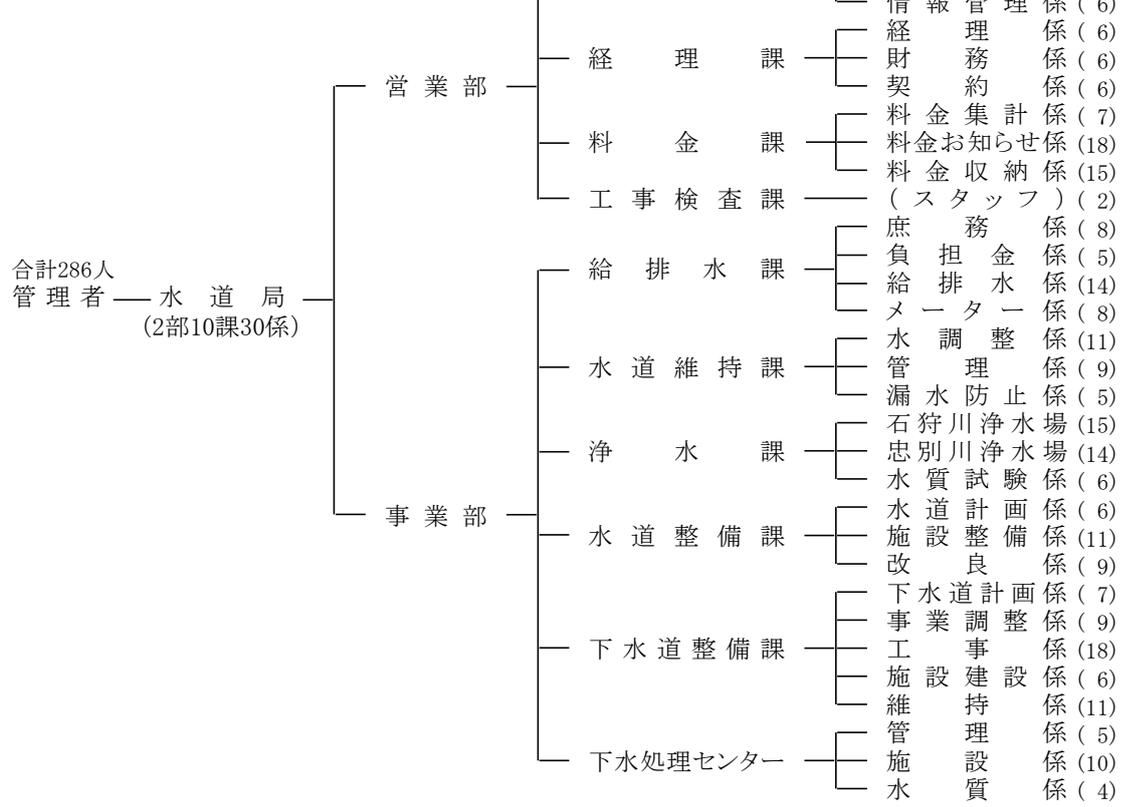
平成7年4月15日改正



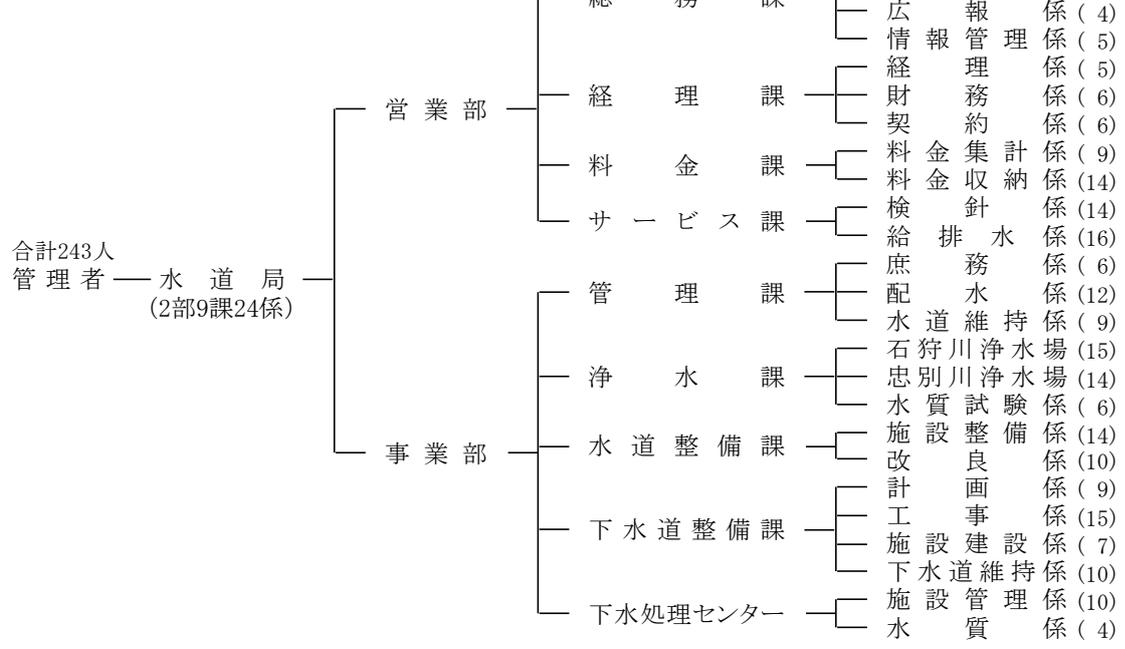
平成12年4月1日改正



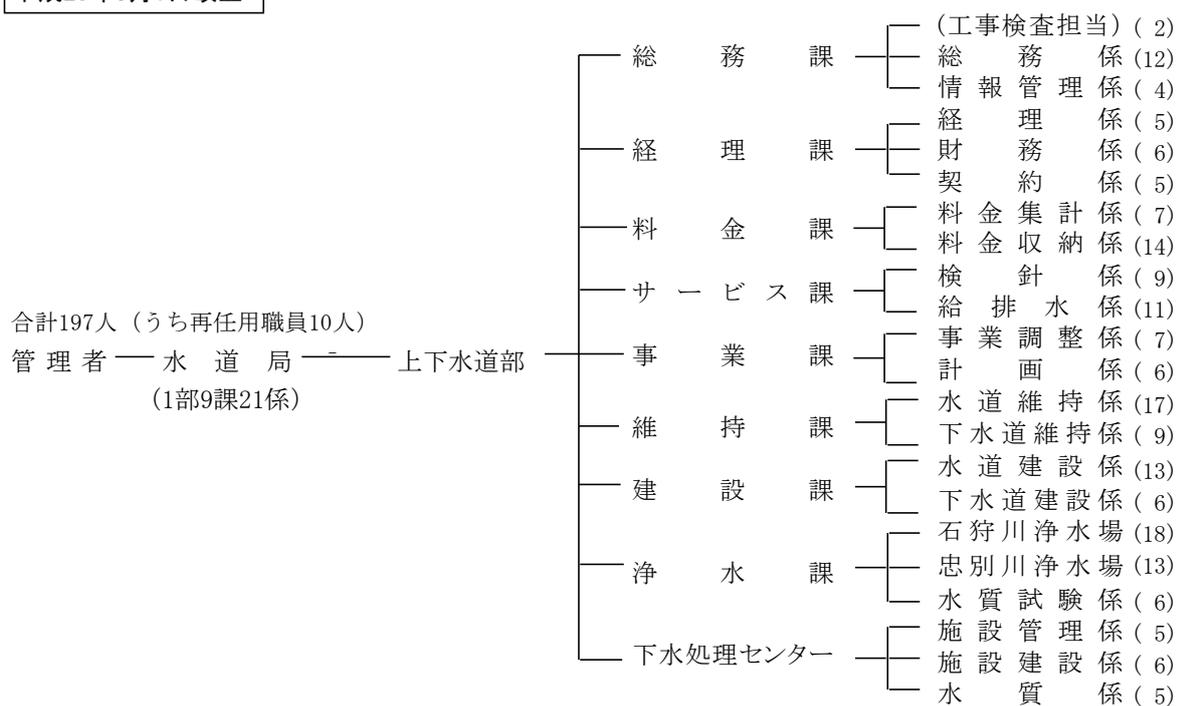
平成13年11月19日改正(2部制)



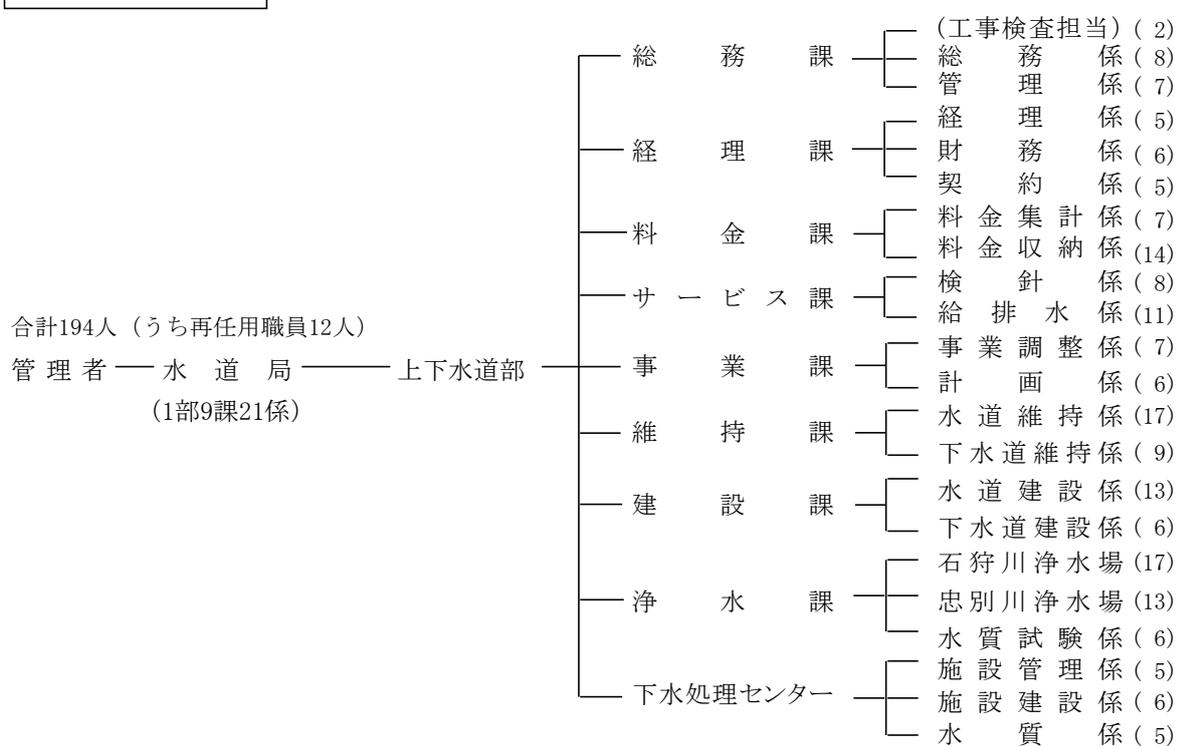
平成15年4月1日改正



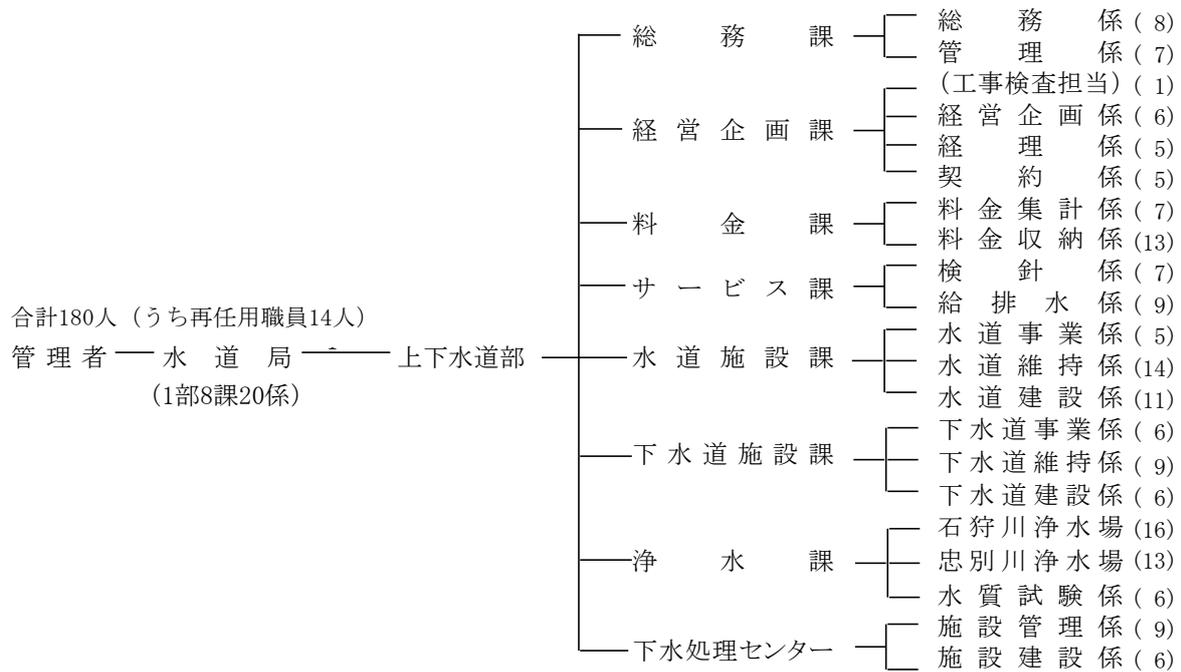
平成20年5月1日改正



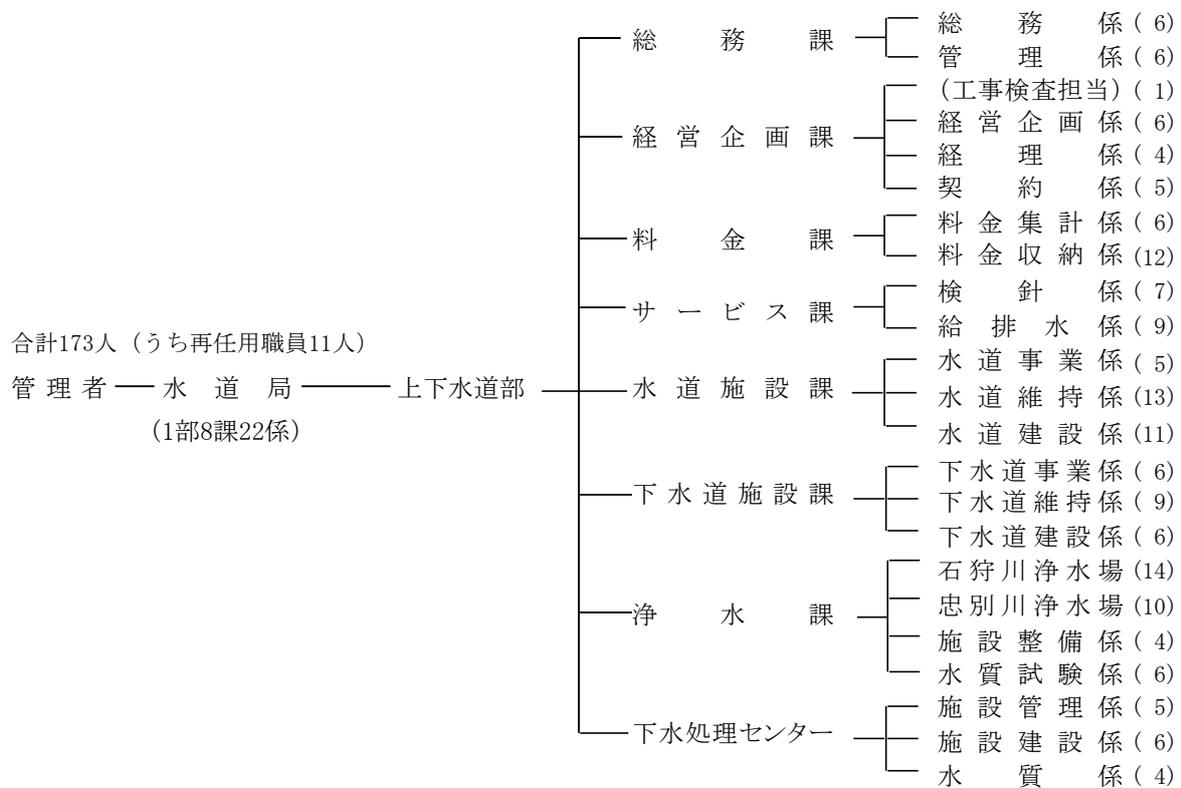
平成21年4月1日改正



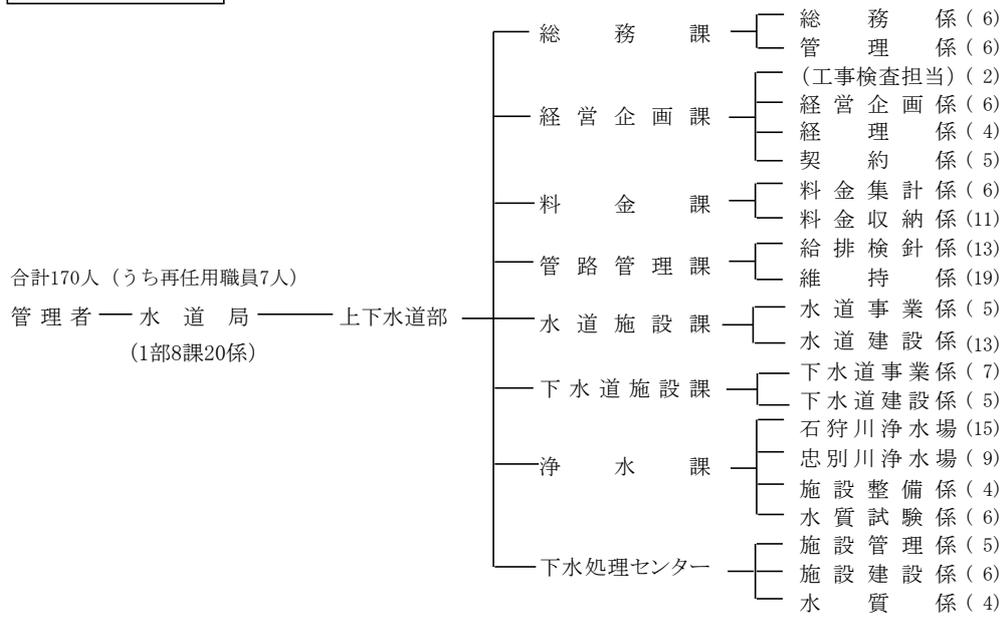
平成24年4月1日改正



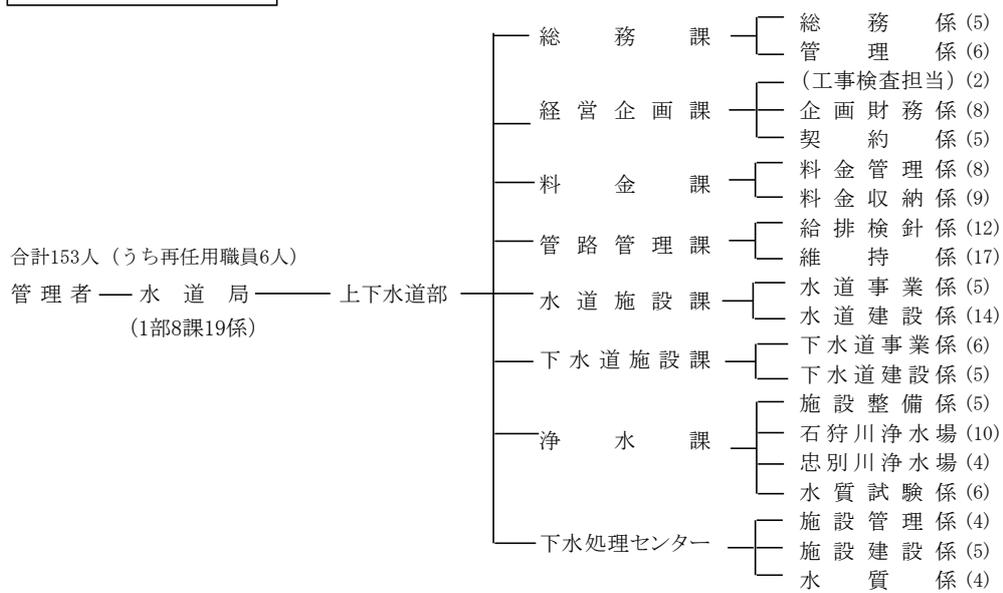
平成29年4月1日改正



令和2年4月1日改正



令和3年4月1日改正～現在





旭川市の水道・下水道

令和6年度（2024年度）版

編集・発行 旭川市水道局上下水道部総務課
〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目
TEL (0166) 24-3160
水道局ホームページ
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>